

# 「学校部活動及び地域クラブ活動に関する総合的なガイドライン（仮称）」 （案）への意見等について

## 1 意見募集の結果の概要

- (1) 募集期間 : 令和5年2月16日（木）から3月3日（金）まで  
 (2) 提出方法 : 電子メール、郵送  
 (3) 意見の総数 : 170件  
 【内訳】

小学生	中学生	高校生	大学生・ 専門学校生	未就学児の 保護者
0	0	13	4	2
小学生の 保護者	中学生の 保護者	高校生の 保護者	学校関係者	その他 (個人・団体)
0	0	8	41	102

- (4) 項目と件数

項目	件数
目指す方向性	3
I 学校部活動	49
部活動の在り方に関する方針	3
1 適切な運営のための体制整備	12
2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組	9
3 適切な休養日等の設定	17
4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備	5
5 学校部活動の地域連携	3
II 新たな地域クラブ活動	32
新たな地域クラブ活動	3
1 新たな地域クラブ活動の在り方	2
2 適切な運営や効率的・効果的な活動の推進	26
3 学校との連携等	1
III 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備	4
1 休日の学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行の段階的推進	3
2 新たなスポーツ・文化芸術環境の整備方法	1
3 区市町村における総合的・計画的な取組	0
IV 大会等の在り方の見直し	11
1 生徒の大会等の参加機会の確保	2
2 大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備	2
3 生徒の安全確保	2
4 大会等の在り方	5
その他	71
その他	71

## 2 主な意見と見解

本ガイドラインの策定に当たっては、皆様からの御意見を参考とさせていただきました。  
主な意見要旨と東京都教育委員会の考え方は以下のとおりです。

### 〔I 学校部活動〕部活動の在り方に関する方針

項目	番号	区分	主な意見要旨	東京都教育委員会の考え方
目指す方向性	1	その他（個人・団体）	ガイドラインは、教育委員会だけの問題ではなく、都全体で取り組むべきことを提案する。	本ガイドラインについては、教育委員会のみならず、スポーツ・文化振興担当部署と連携を図りながら、東京都として作成しました。 今後、生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動を実現するため、関係者と連携しながら環境整備を進めてまいります。
本方針策定の趣旨等	2	その他（個人・団体）	運動部活動・文化部活動それぞれの意義が示されているが、これは部活動だけで養うものではなく、「保健体育科」「美術科」「音楽科」「技術家庭科」等の教育課程内での学びが重要不可欠である。	部活動は、教育的意義が高く、学校教育活動全体と連携を図ることが重要であることを周知してきました。 （ガイドライン2ページ） 引き続き、本ガイドラインに基づく、部活動運営の好事例などを発信するなどして、適正な部活動の運営を推進していきます。
	3	その他（個人・団体）	学校全体として部活動の指導・運営に係る体制を構築し、教職員の授業準備や公務、家庭の都合等を優先できるようにしてほしい。	都教育委員会は、希望する学校に教員に代わって部活動の顧問を担い、指導や大会引率を担うことができる部活動指導員を配置し、生徒のニーズを踏まえた充実した活動とするとともに、教員の部活動指導における負担軽減を図ってきました。 引き続き、学校の実態に応じて、部活動指導員等を配置できるよう、取り組んでいきます。
	4	学校関係者	様々な事情から部活動に力を割く余裕がないが、実際には断れない状況である。実施可能な部活動数を適切に設置することが不可欠である。	これまで、生徒や教員の数、指導内容の充実、生徒の安全確保などの観点から、適正な部活動を設置することを周知してきました。 引き続き、適切な部の設置や部活動指導員等を積極的に配置するなど、適切な運営のための体制整備をしていきます。 （ガイドライン15ページ）

〔I 学校部活動〕部活動の在り方に関する方針

項目	番号	区分	主な意見要旨	東京都教育委員会の考え方
適切な運営のための体制整備	5	学校関係者	<p>経験がなく部活動の指導に必要な技能を備えていない教師等が部活動の顧問を担わなければならない場合等については、「留意が必要である。」ではなく、顧問の希望制を検討していただきたい。未経験競技の審判をすることは大きな負担である。</p>	<p>経験がない部活動顧問を担う場合、単独指導や大会引率を担う部活動指導員や、専門的な技術指導を行う外部指導者の配置を支援してきました。</p> <p>引き続き、部活動指導員等の配置を促進し、指導運営に係る体制を構築するなど教員の負担軽減を図っていきます。</p>
	6	<p>高校生 大学生・専門学校生 学校関係者 その他（個人・団体）</p>	<p>適切な休養日等の設定について、一律にすることに違和感を感じる。日数や時間などの部活動の制限をなくしてほしい。</p>	<p>国のガイドラインでは、スポーツ医・科学の観点から、「行き過ぎたスポーツ活動を行うことは、スポーツ外傷・障害やバーンアウトのリスクが高まり、体力・運動能力の向上につながらず、具体的には、休養日を少なくとも1週間に1～2日設けること、さらに、週当たりの活動時間における上限は、16時間未満とすることが望ましい」とし、週当たり2日以上休養日を設けることとしています。</p> <p>東京都では、国のガイドラインを踏まえ、適切な休養日や活動時間を定めています。</p> <p>引き続き、成長期にある生徒が、バランスの取れた生活を送るとともに、自らのニーズに合ったスポーツ活動を行うことができるよう、本方針の周知徹底をしていきます。（ガイドライン26ページ）</p>
合理的な推進のための効果的・効果的な取組	7	その他（個人・団体）	<p>「短時間で効果が得られるような合理的かつ効果的・効果的な」手法の指導では、生徒自身が自ら「考える力」は養えないと考える。</p>	<p>都立学校では、指定する部活動において、生徒が主体的に活動に取り組めるよう、生徒自身が運動量やコンディションを確認して練習量を調整することができるアプリやアスレチックトレーナー、スポーツ栄養士など、科学的トレーニングを導入しています。（ガイドライン112ページ）</p> <p>今後とも、これらの取組の成果を全都に発信し、効果的な活動を推進していきます。</p>

## 〔I 学校部活動〕部活動の在り方に関する方針

項目	番号	区分	主な意見要旨	東京都教育委員会の考え方
適切な休養日等の設定	8	高校生 大学生・専門 学校生 中学生の保護者 高校生の保護者 学校関係者 その他（個人・団体）	<p>「都立高校においては、競技志向の生徒も含めた、生徒の多様なニーズに応えるために、生徒の希望、保護者の了解と、教員の希望という条件が揃えば、週休日の活動に関しては、中学校より柔軟な対応を認める。」としてほしい。</p>	<p>部活動における休養日及び活動時間については、大会等で休日に休養日が確保できなかった場合など、他の日に振り替えるなどとして、柔軟に対応できるようにしています。            （ガイドライン26ページ）</p>
生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備	9	高校生	<p>このガイドラインにより活動日や活動時間などを設定することにより、都立高校の部活動が萎縮し、生徒が活躍する機会を奪ってしまうことを強く危惧する。</p>	<p>都立高校の部活動においては、科学的トレーニングを積極的に導入し、合理的で効率的・効果的な活動にし、短時間でも競技力向上ができるようにしていきます。            （ガイドライン25ページ）</p>
	10	その他（個人・団体）	<p>生徒の活動を受け入れる地域のスポーツ・文化芸術団体に対しては、営利目的とさせないことを明記してほしい。</p>	<p>民間事業者等が地域クラブ活動の運営団体・実施主体となる場合には、学校と十分に連携し、部活動の教育的意義を継承・発展させていくことが求められます。            東京都教育委員会は、部活動の充実に向けて、関係団体等と連携を図っていきます。            （ガイドライン128ページ）</p>

〔Ⅱ 新たな地域クラブ活動〕

項目	番号	区分	主な意見要旨	東京都教育委員会の考え方
新たな地域クラブ活動	11	その他（個人・団体）	<p>総合型地域クラブをはじめとする様々な地域団体が学校部活動の受け皿となることは理想ではあるが、現実的には専門事業者に委ね、民間主導で進めることが効果的・効率的であると考えます。</p>	<p>生徒のスポーツ・文化芸術環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ・文化芸術団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ・文化芸術環境の整備を進めていきます。</p> <p>また、来年度、都立中学校や都立高校の一部の部活動において、民間委託による部活動運営を試行的に実施し、成果や課題を整理していきます。</p>
	12	その他（個人・団体）	<p>「新たな地域クラブ活動」13行、「関係者の共通理解の下、できるところから取組を進める～」を「共通理解を十分図ったうえで取組を進め、検討を重ねていく。」に変更してほしい。</p>	<p>協議会等で、地域の実情に応じ、部活動の地域連携・地域移行について、十分に検討を重ねていく旨を記載しました。（ガイドライン128ページ）</p>
新たな地域クラブ活動の在り方	13	その他（個人・団体）	<p>学校部活動の受け皿となる地域スポーツ・文化芸術団体等が全地区に準備出来ていない状態で、学校部活動を学校外に出すことが可能なのか。</p>	<p>学校や地域の実態は様々であるため、部活動の地域連携・地域移行においても、生徒や保護者の理解を得つつ、段階的に取組を進めていくことが望まれます。そのため、東京都においては、スポーツ・文化振興担当部署や生涯学習・社会教育担当部署、学校の設置・管理運営を担う担当部署等、地域スポーツ・文化芸術団体、学校、保護者等の関係者からなる部活動検討委員会などにおいて、定期的・恒常的な情報共有・連絡調整を行い、緊密に連携する体制を整備していきます。</p>
	14	学校関係者	<p>部活動は将来的に全て地域クラブ活動に移行するのか、平日は学校部活動、休日は地域クラブ活動として活動することもあるのか。</p>	<p>令和7年度末には、都内全ての公立中学校等で、地域や学校の実態に応じ、地域連携・地域移行に向けた取組が行われていることを目指しています。</p> <p>本ガイドラインについては、改革推進期間終了後においては、地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備に係る進捗状況等を評価・分析し、適宜必要な見直しを行っていきます。</p>

## 〔Ⅱ 新たな地域クラブ活動〕

項目	番号	区分	主な意見要旨	東京都教育委員会の考え方
適切な運営や効率的・効果的な活動の推進	15	その他（個人・団体）	<p>トラブルや事故が起こった時の管理責任は誰にあるか、責任の所在を明らかにしてほしい。また、最終的な管理責任者は誰か。特に重大事故や訴訟など裁判の時は誰になるかなど、リスクマネジメント体制の明確化が必要である。</p>	<p>行われる活動が、社会教育法上の「社会教育」の一環なのか、学校部活動としての位置付けなのかによって、管理責任の主体が異なります。部活動の地域連携・地域移行に向けた協議会等で、生徒同士のトラブルや事故等の対応について、関係者が共通理解を図った上で、進めていくことが重要です。</p> <p>今後、東京都では、事故発生時の対応等について検討し、その内容について、区市町村等に周知していきます。</p>
	16	その他（個人・団体）	<p>どの資格を持っていれば、指導者の質の保障が担保されると考えているのか、提示してほしい。</p>	<p>指導者の資格については、例えば、スポーツ・文化芸術団体の指導者のほか、退職教師、公認スポーツ指導者、競技・活動経験のある大学生や保護者などが考えられます。（推進計画4ページ）</p> <p>今後、地域クラブ活動における指導者の質の向上について、関係機関と連携を図り、対応策を検討してまいります。</p>
	17	その他（個人・団体）	<p>地域クラブ活動の実施に当たって、スポーツ団体と学校との連絡を誰が行うのか不明確である。</p>	<p>新たな地域クラブ活動が円滑に実施されるためには、区市町村に配置する総括コーディネーターや、各学校に配置するコーディネーターなどが連絡調整を行っていくことが必要であると考えています。</p> <p>推進計画には、コーディネーター等の役割の例を示しています。（推進計画11ページ）</p> <p>今後、東京都が実施する地域クラブ活動に関する実証事業において、効果的なコーディネーターの役割について、検証していきます。</p>
	18	学校関係者	<p>関係者からなる協議会について、いつ、誰が、どこで、どのように行うのか具体策を挙げてほしい。連絡、周知方法等が見えてこない。</p>	<p>地域連携・地域移行に向けた協議会等の設置や、検討項目例などの具体的な内容を記載しました。（推進計画12、13ページ）</p> <p>東京都教育委員会では、都が行っている検討会議の構成員や協議内容について、ホームページ等に掲載し、周知しています。</p> <p>また、令和5年度に、区市町村及び保護者等向けの地域連携・地域移行に関するリーフレットを作成し、地域連携や地域移行の意義や取組例などを掲載し、周知していく予定です。</p>

## 〔Ⅱ 新たな地域クラブ活動〕

項目	番号	区分	主な意見要旨	東京都教育委員会の考え方
適切な運営や効率的・効果的な活動の推進	19	学校関係者	<p>教師等の兼職兼業について、給与の支払者及び給与額の想定など、具体的なことを聞きたい。</p>	<p>地域クラブ活動において指導を希望する教員等の兼職兼業の形態、運営主体や勤務形態に応じた諸制度の扱いについては、文部科学省、スポーツ庁、文化庁の「公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について（手引き）」で整理されています。</p>
	20	その他（個人・団体）	<p>新たな地域クラブ活動の活動場所については、地域移行を始める前に協議して決めておく必要がある。地域、保護者等の意見を十分に聞いていく場も必要である。</p>	<p>東京都教育委員会は、スポーツ・文化担当部署や社会教育・生涯学習担当部署、学校関係者、保護者等の関係者から構成する部活動検討委員会を開催し、地域連携・地域移行に関する課題整理を行ってきました。今後とも、スポーツ・文化芸術環境の構築に向けて、関係者との情報共有を図りながら、適宜連絡調整を行える体制を整備していきます。</p>
	21	学校関係者 その他（個人・団体）	<p>会費について、基準額を示してほしい。示せないのであれば、各自治体が検討できる資料を用意してほしい。東京都からの負担軽減措置があれば、ガイドラインにも示してほしい。</p>	<p>令和5年度、国が実施する部活動の地域移行等に向けた実証事業等において、費用負担の在り方等について、検証を行うこととしています。 令和5年度に東京都が行う地域連携・地域移行の補助事業に関して、推進計画10ページに記載しました。 また、来年度、都立中学校などの一部の部活動において、部活動の地域連携や地域移行の在り方について検証します。その中で、会費についても課題整理していきます。</p>

〔Ⅲ 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備〕

項目	番号	区分	主な意見要旨	東京都教育委員会の考え方
休日の学校部活動への移行の段階的推進や地域クラブ活動の地域連携	22	学校関係者	地域クラブ活動への円滑な移行のためには、各区市町村に専門の部署を設置して、学校や地域団体と連絡を取り合いながら、体制整備を進める必要がある。運動部は、地区体育協会の中に対策プロジェクトチームを設け、各自自治体がバックアップしていくなど、協力・協働をお願いしたい。	地域の実態に合った地域連携・地域移行を実現するため、都における取組の展望と区市町村の取組例などについて、推進計画に記載しました。
新たなスポーツ・文化芸術環境の整備方法	23	学校関係者	報道ばかりが先行し、現場、教員には何も降りてこない状況を早急に改善していただきたい。	本ガイドラインや、別途策定する推進計画の中に示した、地域連携・地域移行に関する具体的な取組の内容、スケジュール等についてホームページ掲載やリーフレット作成などにより、分かりやすく周知していきます。（推進計画4ページ）
	24	学校関係者	部活動が負担になっている教員もいるが、熱心に指導している教員もいるということを考慮していただきたい。令和5年度の夏の大会まで3カ月を切っており、大きな変化があると対応しきれない。何年度の何月までに何をどうするのか、細かい計画を現場におろしていただきたい。	
区的・町村的な取組	-	-	-	-



〔Ⅳ 大会等の在り方の見直し〕

項目	番号	区分	主な意見要旨	東京都教育委員会の考え方
生徒の大会等の参加機会の確保	25	学校関係者 その他（個人・団体）	「適切な大会への参加」を実現するために拠点外活動日（大会参加日数、地域のコンサート参加、他団体・他チームとの合同練習を含む）の上限（20試合前後）を決めるべきである。	<p>「部活動の在り方に関する方針」において、適切な休養日等の設定として、週当たり2日以上休養日を設けることを定めています。 （ガイドライン26ページ）</p> <p>また、生徒の大会参加に当たっては、校長や地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、生徒や指導者の過度な負担とならないよう、参加する大会等を精査することとしています。 （ガイドライン144ページ）</p>
大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備	26	学校関係者 その他（個人・団体）	兼職兼業について、具体的な許可条件等を明示することが必要である。	<p>地域クラブ活動において指導を希望する教員等が、適切に兼職兼業を行えるよう留意事項等をまとめています。 今後、必要に応じて規程や運用の改善を行っていきます。 （推進計画6ページ）</p>
生徒の安全確保	27	その他（個人・団体）	生徒の安全確保について、具体的な内容を示してほしい。	<p>部活動における事故防止に向けた安全対策については、ガイドラインの第1部第4章にまとめています。 （ガイドライン44ページ）</p> <p>引き続き、体育活動中の事故防止について周知徹底を図っていきます。</p>
大会等の在り方	28	その他（個人・団体）	大会が少なくなると、競技人口の低下につながるのではないかと懸念されている。多種多様な大会を整備したうえで、生徒が実態に応じて選択できるような環境を整備するべきである。	<p>部活動の地域連携・地域移行が進んだとしても、生徒のニーズに応じた大会参加の機会を確保していくことが求められます。 今後とも、中学校体育連盟等と連携を図り、生徒の健全育成を目指していきます。</p>

〔その他〕

項目	番号	区分	主な意見要旨	東京都教育委員会の考え方
その他	29	学校関係者	<p>本ガイドラインに、「長期的には高校にも適用を目指す。」等の表現を追加し、高校における改革も視野に入れて欲しい。</p>	<p>ガイドライン第2部以降の内容について、高等学校段階では、生徒の心身の健全育成等の観点から、学校等の実情に応じて取り組むこととしています。</p> <p>都立学校においては、令和5年度に、先行的に休日等の部活動運営を民間事業者に委託し、高校段階での地域連携・地域移行の在り方について検証していきます。</p>
	30	その他（個人・団体）	<p>全国の見本となり得る可能性もあるため、具体例を豊富に記載してほしい。</p>	<p>部活動の地域連携・地域移行に関して、東京都が先行的に実施する実証事業も含め、具体的な取組例を記載しました。</p> <p>（推進計画7ページ）</p> <p>今後、各地区の好事例等の情報を収集し、推進計画にその内容を記載するなど、内容の充実を図っていきます。</p>